

VIII 受胎調節実地指導員認定講習一覧

1. 法律

1) 母体保護法 第15条 受胎調節の実地指導

女子に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けたものでなければ業として行ってはならない。

2) 母体保護法施行規則 第17条 認定講習の認定基準

受講資格は助産師・保健師・看護師であること

講習の科目及び時間数は下記の表に定めるもの以上であること

科 目	時間数	備 考
総論	9	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む 実習は模型又は人体で行うものとし、実習に必要な模型は3人に1個、モデルは3人に1人を基準とする
受胎調節の基礎	5	
受胎調節の指導	13	
実習	10	
討論 考査	2 1	
計	40	

2. 当校助産学科における認定講習

講習科目	授業科目	授業内容	時間数
総 論	助産学概論	性・生殖と人権 生命倫理	2 2
	人間の性と生殖	性と性行動	4
	地域母子保健	母子保健の現状と動向	2
	助産管理	助産師および助産業務に関連する法規と責任	4
受胎調節の基礎	人間の性と生殖	生殖の形態・機能	6
	女性のライフサイクル各期の身体的特徴と疾患	女性のライフサイクル各期の身体的特徴	2
		不妊症と生殖補助医療	4
受胎調節の指導	助産過程の展開に必要な基礎技術	保健指導活動の技術	2
		保健指導活動の実際	6
		女性のライフサイクル各期への支援	6
		家族計画指導	8
実 習	継続事例実習Ⅱ	家族計画指導の立案・実施（継続事例2例）	10
討 論	継続事例実習Ⅱ	家族計画指導の評価（継続事例2例）	2
考 査		各科目の単位認定試験	1
合 計			61